

学位論文の要旨	
氏名	浦元 駿
学位論文題目	問題処理過程における組織間構造 —地方分権改革以後の生活保護行政を事例に—
<p>生活保護行政は、「金銭・サービス支給の決定事務」から「相談支援・ソーシャルワーク業務」による対人サービスに業務の比重が移行した。筆者は移行の契機として、第一次地方分権改革による生活保護法の改正が関係していると考ええる。</p> <p>地方分権改革以前と以後では、業務の変化を取り巻く環境として、地方自治体の置かれている状況、すなわち国と地方自治体の関係性に大きな変化が見られた。そして、業務の変化は国と地方自治体の関係性の変化と関連するものであった。そこで、本論文は、地方分権改革に伴う国と地方自治体の関係にどのような変化があったのか注視し、その関係性にはどのような問題が孕んでいるのかを明らかにする。その上で、地方分権改革以後の生活保護行政において、国と地方自治体の関係性に着目して論じていくこととする。</p> <p>序章では、関連する先行研究を①裁量に関する研究、②国と地方の関係に関する研究、③コントロールに関する研究、④地方分権改革以後の生活保護行政に関する研究、の4つの領域に分け、これらの研究を検討することで、地方分権改革以後の生活保護行政における国と地方の関係性を明らかにする意義について論じた。</p> <p>第1章では、地方分権改革以後の生活保護行政について述べた。地方分権改革により生活保護法が改正されたことで、保護からの脱却ではなく、相談・助言により、保護を受給しながらも精神的に自立した生活をするを重要視するように変化した。一方で機関委任事務制度が廃止になったことにより、国、都道府県、市町村の関係は上下・主従から、対等・協力関係に変化したとされている。地方分権改革により生活保護行政が変化するなかで、国と地方自治体の関係の変化は生活保護行政の現場において、どのように作用したのかという問題を提起した。</p> <p>第2章では、第1章で述べた地方分権改革以前と以後の連続面と断続面を描くのに適した事例である北九州市の生活保護行政について述べた。北九州市では、生活保護の申請において、ハードルを上げることで、申請を却下する「水際作戦」と生活保護受給者に「辞退届」を出させることで、生活保護受給を廃止させる北九州方式が採用されていた。この方式は、地方分権改革以前から始まり改革後もしばらく続いていた。地方分権改革以前は</p>	

一般に国のコントロールの下で地方自治体は行政活動を実施していたが、北九州市の事例は特に極端な形で弊害が生み出された事例であることを述べた。

第3章では、地方分権改革後の組織間調整について、別府市の遊技場立入調査を事例に述べた。大分県別府市では生活保護受給者に対して、パチンコや競輪場といった遊技場立入調査を行っていた。しかし、この行政活動が不適切であると国から指摘があり、別府市は従来の方針の変更を迫られることになった。地方分権改革以後、国、都道府県、市町村は対等・協力関係となったとされている。しかし、本事例では国の制度解釈に県と市が合わせることで整合性が図られたことを論じた。なお、本章は紀要投稿論文を基に叙述した。

第4章では、問題処理過程において、国・都道府県からの影響をあまり受けることがなかった事例として、小田原市の「ジャンパー問題」に着目する。小田原市生活支援課のケースワーカーは生活保護受給者を威圧するような言葉がプリントされたジャンパーを着て生活保護受給者を訪問していた。「ジャンパー問題」は、生活保護受給者に対して差別や偏見、あるいはそれらの助長にもつながることから、小田原市の生活支援課の行為は問題視された。しかし、その後小田原市は「ジャンパー問題」に対して、異例とってよいほどに迅速な対応をした。この小田原市の取り組みそのものが、地方分権改革の成果の一つであることを論じた。

第5章では、3つの事例を通じて、地方分権改革以後の国と地方自治体の組織間関係にはどのような問題が孕んでいるのかについて論じた。まず、3つの事例の共通点として、①問題が発覚するまでの期間が長いこと、②生活保護の「適正化」と関連して問題が起きていたこと、を指摘した。次に3つの事例が社会的な問題として注目を浴びるようになった背景として生活保護行政の変容による世論の変化があることを指摘した。最後に3つの事例から、問題が表面化した後、国と地方自治体の組織間関係には、依然として国からのコントロールが残っていることを述べた。地方分権改革以後においても国からの主要なコントロール手法は形を変えながらではあるが、地方分権改革以後も続いているのである。

「おわりに」では、本研究のまとめを行った上で今後の課題を示した。生活保護行政の現場で問題が発生した場合、地方自治体が国に合わせる形で調整を行っていた。この調整は国、都道府県からのコントロールが主であり、地方自治体の自発的な調整ではない。一方で、小田原市のように国のコントロールを受けながらも独自の対応を行い、問題の解決を図る姿もあった。分権改革後の地方自治体は、国に対応しながら、同時に地域住民への対応も迫られ、ジレンマに陥りやすい環境にあることを指摘した。

最後に、本論文の分析結果をふまえた上で、現場の自治体職員の業務実態や意識に迫り、分権改革後の生活保護行政の変化のあり様を追求することを今後の課題として提示した。